

防火構造に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>防火構造に関する構造方法を定める件</p> <p style="text-align: right;">昭和三十四年十二月二十三日 建設省告示第二千五百四十五号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造に関する構造方法を、次のとおり定める。</p> <p>第一 外壁で、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後三十分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後三十分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 耐火構造（耐力壁であるものに限る。）に関する構造方法として建設大臣が定めたもの</p> <p>二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの</p> <p>三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十五条の二の二第一項に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの</p> <p>四 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項に規定する構造</p>	<p>建築基準法施行令の規定に基づく防火構造と同等以上の防火性能を有するものの指定</p> <p style="text-align: right;">昭和三十四年十二月二十三日 建設省告示第二千五百四十五号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条第四号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる防火構造と同等以上の防火性能を有するものとして次のものを指定する。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百八条第一号に掲げる防火構造と同等以上の防火性能を有するものは、間柱及び下地を不燃材料で造つた壁又は根太及び下地を不燃材料で造つた床については、日本工業規格A1302（建築物の不燃構造部分の防火試験方法）に規定する屋外二級加熱試験及び衝撃試験に合格するものとする。</p>

であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

五 準耐火構造（耐力壁であるものに限る。）に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

六 当該構造方法を用いた構造が準耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

七 間柱及び下地が不燃材料で造られたもので、屋内側に厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のガラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張ったもので屋外側が次のイから八までの一に該当するもの

イ 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のもの

ロ 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

ハ 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

八 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造ったものにあつては、屋内側に厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のガラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張ったもので屋外側が次のイから八までの一に該当するもの

イ 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが二センチメートル以上のもの

ロ 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

ハ モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

- ニ セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗つたものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの
- ホ 土蔵造
- ク 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
- ト 厚さが一・二センチメートル以上の石膏ボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの
- チ 厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの
- リ 厚さが二・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレートを張つたもの
- ヌ 石綿スレート又は石綿ハライイト板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

第二 建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後三十分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しない軒裏の構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十五条の二の二第一項に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの
- 二 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの
- 三 準耐火構造（耐力壁であるものに限る。）に関する構造方法として建設大臣が定めたもの
- 四 当該構造方法を用いた構造が準耐火構造であるものとして建設大臣の認定

第二 令第百八条第二号に掲げる防火構造と同等以上の防火性能を有するものは、間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造つた壁、根太若しくは下地を不燃材料以外の材料で造つた床又は軒裏については、日本工業規格 A 1 3 0 1（建築物の木造部分の防火試験方法）に規定する屋外二級加熱試験及び衝撃試験（軒裏については、衝撃試験を除く。）に合格するものとする。

を受けたもの

五 下地を不燃材料以外の材料で造つたもので、第一第二号から第五号までの
いずれかに該当するもの

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。